

## センターに関するQ&A

**Q.4** センターの部屋などの設備はどのようになっていますか？

**A.** センターの居室はすべて個室ですが、風呂、トイレ、洗面台、洗濯機などは共用です。そのほか食堂や教室などがあります。

**Q.5** どこで農業研修を受けるのですか？

**A.** 農業研修を行う場所はセンターとは別の場所になります。研修場所とセンターの往復は、センターの車で移動します。

**Q.6** センターに入所するにはいくらかかるのですか？

**A.** センターに入所中の宿泊費と食費、そして農業研修の費用はいずれも不要です。また、生活に最低限必要な歯ブラシなどの物品が支給されます。ただし、入退所時の交通費などは、原則として自己負担になります。

## 自立に向けて

農業研修は原則として6か月で修了します。研修が修了するまでに、退所後の住居と農業関係の仕事を確保できるように、センターでは、農業関係の機関や公共職業安定所と連携し、支援します。

退所後は、刑期が満了するまで、引き続き退所先の住居で保護観察を受けることになります。



センターへの入所を希望する場合は、担当の刑務所職員に相談してください。

平成31年4月発行

いはらきしやうきやうしえん

茨城就業支援センター



## 茨城就業支援センターとは

茨城就業支援センターは、刑務所を出たあと、農業に従事して自立を目指す人のための施設です。センター入所中は保護観察官から社会生活上の指導等を受けながら、農業教育機関の行う農業研修を受け、農業で自立するための知識や技術を身に付けます。

### 入所者

原則として、仮釈放を許された成人の男子

\*刑務所内での成績が良好で、農業研修を受けて、将来、農業に従事して自立・更生しようとする意欲が高い人から入所者が選ばれます。

### 入所期間

原則として6か月間ですが、農業研修の状況によっては、変わることもあります。

### センターの規則を守って生活しましょう

\*センターでは飲酒できません。

\*外出するときは、センター職員に外出先などを告げる。また、センターには、門限があります。門限以降の夜間外出はできません。

\*遵守事項(仮釈放期間中に守らなくてはならない決まりごと)に違反した場合は、仮釈放が取り消されて刑務所に戻されます。

### 農業研修を受けながら

農業での自立をめざして農業研修に取り組みましょう。

センターは、退所後、農業関係の仕事に就いて自立するための準備の場です。実習や講義などを通して、農業の基礎的な知識や技術を身に付けます。

### 場所

センターは水戸保護観察所ひたちなか駐在官事務所に附設されています。



## センターに関するQ&A

Q.1 センターには、希望すれば誰でも入れるのですか？

A. センターに入所できるのは、①農業研修及び将来の就農に意欲を持っていること(農業の経験は問いません)、②センターでの集団生活への適応が見込めること、③健康で農業研修を受けることのできる体力を有すること、④原則として保護観察(仮釈放)期間が6か月以上確保できることなど、一定の入所条件を満たす必要があります。

Q.2 保護観察(仮釈放)の期間が6か月以上なければ入所できないのですか？

A. 農業研修のカリキュラムが6か月間とされているので、できれば保護観察(仮釈放)期間が6か月以上あることが望ましいです。ただし、6か月未満の場合でも入所が認められる場合もあります。

Q.3 センターでの生活が嫌になったら退所できますか？

A. 仮釈放の手続きを経てセンターに入所することになるので、途中で勝手に退所することはできません。6か月間の農業研修をやり遂げる決意をもって入所してください。